

訪問介護ケイケア

重要事項説明書

令和6年4月 改正版

株式会社ケイケアステーション

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社 ケイケアステーション
主たる事務所の所在地	名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田 2987 番地の 2
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 浅井和人
電話番号	052-756-2981

介護保険法令に基づき愛知県 知事から指定を受けている事 業所名称	訪問介護ケイケア
訪問介護事業所 指定番号	予防専門型訪問サービス 23A0700659
訪問介護事業所 指定番号	生活支援型訪問サービス 23A0700659

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護ケイケア
指定番号	2370702728
所在地	名古屋市昭和区南分町 6 丁目 12 番地エスポワール川名 201 号
電話番号	052-875-8853

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法に基づく居宅サービス
運営の方針	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、身体援助、生活援助を適切かつ効果的に行う。

4 ご利用事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1 名	—	要望窓口、苦情対応、お客様へのケア	1 名
サービス提供責任者	1 名以上※	—	サービス提供者への指導、お客様のケア	1 名以上
サービス提供者	※	※	お客様へのケア	3 名以上

※直近の職員状況は、ご契約時にご説明させていただきます。契約後も採用・異動・退職等により変動することがありますので、ご不明点がございましたらお問合せ下さい。

5 営業時間

営業日	月～金曜日
営業時間	午前 9 時～午後 6 時

ただし、12/31～1/3 8/13～8/16 4/29～5/5 は除く。

6 【介護保険】基本料金

(1人の訪問介護職員による介護1回あたり)

【予防訪問介護・予防専門型訪問サービス】基本料金

(1月につき)

		サービス利用料	自己負担1割	自己負担2割
介護予防	訪問型独自サービス11 (週1回程度)	12994円	1299円	2598円
	訪問型独自サービス12 (週2回程度)	25956円	2595円	5191円
	訪問型独自サービス13 (週3回以上)	41183円	4118円	8236円

		サービス利用料	自己負担1割	自己負担2割
生活支援	生活支援型 週1回・1割・2割	11757円	1176円	2351円
	生活支援型 週2回・1割・2割	23514円	2352円	4702円
	生活支援型 週2回超・1割・2割	35271円	3528円	7053円

初回加算

初回のサービス提供月及び二月の利用がなくサービス再開した月は、一割負担の場合221円、2割負担の場合は442円が加算されます。

※介護保険の利用限度額を超えた場合は、その超えた分のサービス利用費を全額ご負担していただくことになります。

お客様の身体的理由により一人の訪問介護職員による介護が困難と認められた場合などやむ負えない事情で、かつ、お客様の同意を得て二人で訪問した場合は二人分の料金となります。

訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ

		サービス利用料	自己負担1割	自己負担2割
介護予防	訪問型独自サービス11 (週1回程度)	2906円	290円	580円
	訪問型独自サービス12 (週2回程度)	5812円	581円	1162円
	訪問型独自サービス13 (週3回以上)	9215円	921円	1842円

自費サービス

	サービス提供時間	サービス利用費
身体介護	60 分まで	3 2 0 0 円
	以降 30 分増すごとに	2 4 0 0 円
生活援助	60 分まで	2 5 0 0 円
	以降 30 分増すごとに	1 8 0 0 円

※ 交通費 通常の実施区域は一律 6 0 0 円

※ 身体介護、生活援助が混在する場合は身体介護の料金となります。

※ 通院介助の介護保険適用外の時間に関しては生活援助の料金が発生します。

特別料金

昼間（午前 9 時から午後 5 時まで）以外の時間帯でサービスをご利用になる場合は次の割合で利用費が割り増しになります。

	早朝	夜間	深夜
時間	午前 6 時から午前 8 時	午後 6 時から午後 10 時	午後 10 時から翌朝午前 6 時
加算割合	2 5 %	2 5 %	5 0 %

7 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます。

8 キャンセル料

お客様の都合により、予約していたサービスの利用を中止する場合、キャンセル料が必要となる場合があります。

当日	実費相当額
----	-------

※ ただし、お客様の容態の急変や緊急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料が発生しない場合がありますので都度ご相談ください。

※ 予防介護保険のキャンセル料は発生しません。

9 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 6 時(12/31～1/3 8/13～8/16 4/29～5/5 は除く) ご利用方法 電話 052-875-8853 面接 場所 事業所又はご利用者様宅
名古屋市介護保険指導課	ご利用時間 平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 ご利用方法 電話 052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 052-971-4165

10 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います 緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
	診療科	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

1. 虐待防止

事業所はご利用者の人権擁護・虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 当該事業所従業員又は養護者(養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

2. 身体拘束適正化

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

但し下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 緊急性:直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ② 非代替性:身体拘束以外に利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- ③ 一時性:利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解く

3. 感染症予防及びまん延防止対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。

4. 業務継続に向けた取り組み

- ① 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問介護の提供を実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。